

大和市変動型最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市が発注する委託業務（工事に伴うもの）について、極端な低入札による受注を防止するため、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第15条第2項の規定による最低制限価格（以下、「変動型最低制限価格」という。）の基準を設定するに当たり、その対象業種及び最低制限価格の算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 変動型最低制限価格は、競争入札に付する委託業務（工事に伴うもの）について適用する。

(算出対象の入札)

第3条 この要領における「算出対象の入札」とは、つぎの各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札。
- (2) 一般競争入札における公告文で定める入札参加資格のない者がした入札。
- (3) 入札までの間に大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止処分を受けた者がした入札。
- (4) 大和市契約規則第20条に該当し、無効とした入札。
- (5) 予定価格を超えた入札。
- (6) その他大和市が定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札。

(変動型最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格は、案件ごとに次の方法により算出するものとする。

- (1) 算出対象の入札の数に10分の6を乗じた数(少数点以下は切上げ)を求め、その数を平均入札額算出対象者数とする。
 - (2) 入札金額の低いほうから、平均入札額算出対象者数分の入札平均額（少数点以下は切捨て）を求める。
 - (3) 入札平均額に10分の9を乗じた額（100円未満切捨て）を最低制限価格とする。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、算出対象の入札の数が5者に満たないときは、最低制限価格を設けない。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、予定価格を超えず前条で求めた最低制限価格以上であり、その内の最も低い入札金額の者とする。

(告知)

第6条 変動型最低制限価格を適用する案件については、入札公告又は指名通知書において、その旨を公表する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。